



県民税配当割

上場企業又は金融機関等から特定配当等の支払いを受けるときに課せられる税金です。
特定配当等とは、上場株式等の配当や特定公社債の利子、特定口座外の割引債の償還金等をいいます。

納める人

特定配当等の支払いを受ける個人で、支払日現在、県内に住所のある人が特定配当等の支払いをする上場企業または金融機関等を通じて納めます。

納める額

支払いを受ける配当等の額の5%です。このほかに、所得税（国税）が15%課税されます。※

また、令和6年1月から新しいNISA（少額投資非課税制度）が開始され、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化、年間最大360万円まで投資可能となる等、NISA制度の抜本的拡充や恒久化が図られました。（NISAを利用するには、証券会社や銀行等の金融機関でNISA口座の開設が必要となりますので、詳しくはお近くの金融機関へお問い合わせください。）

なお、令和5年末で旧NISA制度は終了しましたが、保有している商品を直ちに売却する必要はなく、非課税期間内であれば運用を継続することができます。

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税×2.1%）が課税されます。

申告と納税

特定配当等の支払いをする上場企業又は金融機関等が1ヶ月間に特別徴収した税を、翌月10日までに申告して納めます。

ただし、源泉徴収口座内配当の場合は、1月1日から12月末日までの支払分を翌年1月10日までに申告して納めます。

（個人の方は直接申告する必要はありませんが、確定申告時に住民税の所得割で申告することも可能です。この場合は所得割の税率が適用されます。）

市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち、59.4%が県内の市町村に対して交付されます。